

防災県土整備企業常任委員会提出資料

1 所管事項

- | | |
|----------------------------|--------|
| (1) 平成26年版成果レポート(案)について | ・・・ 1 |
| (2) 三重県建設産業活性化プランの取組について | ・・・ 21 |
| (3) 今後の海岸保全施設の整備について | ・・・ 29 |
| (4) 道路インフラメンテナンスの確実な実施について | ・・・ 33 |
| (5) 熊野川流域景観計画の策定について | ・・・ 37 |

《別添資料》

- ・別添資料1 平成26年版成果レポート(案)(補足資料)
- ・別添資料2 熊野川流域景観計画(素案)【概要版】

平成26年6月17日

県 土 整 備 部

平成26年版成果レポート（案）

県土整備部主担当分抜粋

（施策の取組）

- 施策112 治山・治水・海岸保全の推進
- 施策351 道路網・港湾整備の推進
- 施策353 快適な住まいまちづくり

（選択・集中プログラム）

- 緊急課題解決2 命と地域を支える道づくりプロジェクト

（行政運営の取組）

- 行政運営8 公共事業推進の支援

施策 1 1 2

治山・治水・海岸保全の推進

【主担当部局：県土整備部】

県民の皆さんとめざす姿

土砂災害、洪水、高潮、津波など自然災害からの被害を軽減させる「減災」の観点から、地域の実情をふまえた施設整備や適切な維持管理が行われるとともに、県民の皆さんの主体的な警戒避難に資する取組が進み、災害に対して安全・安心な社会づくりが進んでいます。

平成 27 年度末での到達目標

自然災害から県民の皆さんの生命・財産を守るための対策に着実に取り組む中、近年の災害による教訓をふまえ、緊急に対策が必要な施設の整備・改修や維持管理が行われているとともに、被害軽減に向けた市町・住民への的確な水防情報の提供など警戒避難に資するソフト対策が充実しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	A (進んだ)	判断理由	全ての指標で平成 25 年度目標値を達成しており、自然災害からの被害を軽減する取組が進んだことから、「進んだ」と判断しました。
----------	------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
自然災害への対策が講じられている人家数	/	234,300 戸	235,000 戸	1.00	236,100 戸	237,100 戸
	233,200 戸	234,200 戸	235,000 戸		/	/
目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	河川、砂防、海岸、治山事業により自然災害から守られる人家数					
26 年度目標値の考え方	27 年度目標値達成に向け、過去の実績等を勘案して、目標値を設定しました					

活動指標							
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
11201 洪水防止対策の推進 (県土整備部)	河川整備延長	/	463.6km	463.9km	1.00	464.1km	464.3km
		463.4km	463.6km	463.9km		/	/

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
11202 土砂災害対策の推進 (県土整備部)	土砂災害保全戸数		17,940戸	18,040戸	1.00	18,200戸	18,260戸
		17,843戸	17,964戸	18,100戸			
11203 海岸保全対策の推進 (県土整備部)	海岸整備延長		285.3km	286.3km	1.00	288.0km	288.4km
		284.2km	285.6km	287.7km			
11204 治山対策の推進 (農林水産部)	山地災害保全集 落数		1,521 集落	1,537 集落	1.00	1,554 集落	1,571 集落
		1,504 集落	1,519 集落	1,537 集落			

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	31,143	46,681	40,694	43,847	
概算人件費		2,651	2,749		
(配置人員)		(294人)	(299人)		

平成 25 年度の取組概要

- ①紀伊半島大水害により被災した施設の復旧や再度災害を防止するための河川・道路等の改良復旧を推進
- ②河川堆積土砂の撤去を進めるとともに、撤去箇所の優先度や実施方法の考え方を検討し、当該年度の実施箇所や今後2年間の実施候補箇所を市町と情報共有する仕組みを3建設事務所で試行
- ③地震・津波による被害が懸念されるため、河川堤防や海岸堤防について、空洞やひび割れのある脆弱箇所の計画的な補強や耐震対策を推進するとともに、県北部の海拔ゼロメートル地帯における木曾三川下流域の河川堤防や海岸堤防について耐震対策を推進
- ④河川堤防、急傾斜地崩壊防止施設等について、老朽化等の緊急点検を実施し、点検結果に基づき必要となる対策を検討
- ⑤風水害や地震に対する安全性向上のため、河川・海岸・砂防施設の整備を推進。また、市町の警戒避難体制の整備を支援するため、市町が作成するハザードマップの基礎資料となる浸水想定区域図の提供や、土砂災害警戒区域等の指定などのソフト対策を推進
- ⑥農業用ため池や基幹的農業水利施設の耐震調査等を進め、必要となる補修や耐震対策等を検討し、効果的・効率的な整備を推進。また、住民の避難行動を支援し、安全意識の向上を図るため、避難路等をまとめたハザードマップ作成を促進
- ⑦治山対策について、紀伊半島大水害の災害復旧、山地災害危険地対策、機能の低下した保安林の整備等を推進
- ⑧山地災害危険地区の情報を三重県地理情報システム(M-GIS)に掲載し、住民の警戒避難行動を支援するための情報提供を推進

平成 25 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①紀伊半島大水害により被災した公共土木施設災害復旧（原形復旧）については、平成 25 年度に概ね完成し、改良復旧についても進捗を図りました。引き続き、改良復旧について早期に完成できるよう取組を進める必要があります。また、平成 25 年の台風 18 号により被災した施設についても早期復旧が必要です。
- ②河川の流下能力を回復し、洪水被害の防止、軽減を図るため、河川堆積土砂の撤去を進めるとともに、撤去箇所の優先度や実施方法の考え方をもとに市町の意見を踏まえ選定した、当該年度の実施箇所や今後 2 年間の実施候補箇所を市町と共有する仕組みを 3 建設事務所で試行しました。土砂撤去が必要な河川が多く残っていることから、計画的かつ早急な撤去を進める必要があります。
- ③地震・津波に対して壊れにくい構造とするため、河川堤防については、津波浸水予測区域内の脆弱箇所 183 箇所対策を進める計画のもと、25 箇所補強対策を進めました。海岸堤防については、脆弱箇所 200 箇所対策を進める計画のもと、150 箇所補強対策を進めました。引き続き、計画的に補強対策を進めるとともに、河川改修や海岸高潮対策等に合わせた耐震対策を推進することが必要です。
- ④河川堤防、急傾斜地崩壊防止施設等について、老朽化等の緊急点検を実施しました。点検結果にもとづき、緊急度に応じた対策に取り組む必要があります。
- ⑤風水害や地震に対する安全性向上のため、河川・海岸・砂防施設の整備を推進しました。整備に必要な箇所がまだ多く残っていることから、引き続きハード対策を進めるとともに、市町の警戒避難体制の整備を支援するためのソフト対策のさらなる推進が必要です。
- ⑥農業用ため池や基幹的農業水利施設については、耐震調査に着手しました。引き続き、耐震調査を推進し、調査結果にもとづいた補強や耐震対策を行う必要があります。また、平成 25 年の台風 18 号により被災した施設の早期復旧に向け、市町等と連携して、災害復旧事業を着実に進めていくことが必要です。
- ⑦山地災害を防止するため、紀伊半島大水害の災害復旧、山地災害危険地対策、機能の低下した保安林の整備等、治山対策を実施しています。平成 25 年の台風 18 号による山地災害の早期復旧や山地災害危険地区における治山対策等の推進が必要です。
- ⑧山地災害危険地区の情報を三重県地理情報システム（M-GIS）に掲載しました。今後、掲載した山地災害危険地区の地図情報を広く県民に周知していくことが必要です。

平成 26 年度の改善のポイントと取組方向【県土整備部 次長 舘 敏彦 電話:059-224-2651】

- ①紀伊半島大水害により被災した施設の再度災害を防止するため、河道断面の拡大等を行う改良復旧を引き続き進めます。また、平成 25 年の台風 18 号により被災した施設の復旧や、再度災害等に備えた治水対策を進めます。
- ②河川堆積土砂の撤去については、風水害の発生時に被害を拡大させる恐れがあることから、当該年度の実施箇所や今後 2 年間の実施候補箇所を市町と共有しながら、より一層の取組を進めます。
- ③地震・津波による被害が懸念されるため、河川堤防や海岸堤防について、空洞やひび割れのある脆弱箇所の計画的な補強を行うとともに、南海トラフを震源域とする巨大地震の「津波避難対策特別強化地域」の指定区域はもとより、県北部の海拔ゼロメートル地帯についても耐震対策を進めます。特に海岸堤防において緊急に補強が必要な脆弱箇所（200 箇所）については、対策を重点的に実施し、「みえ県民カビジョン・行動計画」の目標より 1 年早い平成 26 年度中に完了できるよう取り組みます。また、河口部の大型水門等の耐震対策に着手します。

- ④河川堤防、急傾斜地崩壊防止施設等の緊急点検にもとづき、必要な箇所の緊急修繕を実施します。
あわせて、長寿命化計画に基づき予防保全が必要な施設の計画的な修繕・更新に取り組みます。
- ⑤河川・海岸・砂防施設については、引き続き施設整備を推進し、安全性の向上に努めます。また、市町の警戒避難体制整備や住民の安全で的確な警戒避難行動を支援する情報について、引き続き、分かりやすく、きめ細かな提供に努めます。
- ⑥農業用ため池や基幹的農業水利施設については、引き続き、耐震調査を推進し、計画的な補強や耐震対策を行うとともに、浸水防止対策を進めます。また、平成 25 年の台風 18 号により被災した施設について、市町等と連携して復旧に取り組みます。
- ⑦平成 25 年の台風 18 号による山地災害の早期復旧や山地災害危険地区における治山対策、保安林内の森林整備等を進めます。
- ⑧山地災害への備えや避難行動に役立てていただけるよう、三重県地理情報システムに掲載した山地災害危険地区の地図情報について、ホームページ、パンフレット等を活用し、県民への周知に努めます。

* 「○」のついた項目は、平成 26 年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：県土整備部】

県民の皆さんとめざす姿

中部圏と近畿圏を結ぶ高速道路ネットワークが形成されるなど、県民の皆さんの生活や地域の経済活動を支える道路網や港湾の整備が進み、人と人、地域と地域が力強く結ばれ、県内外、海外との交流・連携を広げています。

平成 27 年度末での到達目標

道半ばにある道路網・港湾の現状に対し、県内外との交流・連携に資する道路整備や、大規模地震発生への備えや柔軟な対応など、地域の新たな課題や県民の皆さんの多様なニーズに的確に対応する道路・港湾の整備が進み、道路・港湾が担うべき機能を強化・充実することにより、利用者の安全性と利便性が向上しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	道路については全ての指標で 25 年度目標値を達成しており、幹線道路等の整備推進や適切な維持管理により、利用者の安全性と利便性が向上しました。また、港湾については目標値に届かなかったものの、四日市港の外貿コンテナ貨物取扱量が過去最高値を記録したことなどから「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
県民生活の利便性の向上や地域の経済活動等を支援する道路の新規供用延長	/	15.3km	60.6km	1.00	80.9km	94.9km
	0.3km	21.3km	72.5km		/	/
目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	県内の高規格幹線道路*や直轄国道、県管理道路の新規に供用した延長					
26 年度目標値の考え方	北勢バイパス、中勢バイパス、国道 260 号錦味、県道神戸長沢線、県道鈴鹿環状線磯山バイパス（I 期）、県道津久居線半田バイパス等を新規供用することをめざし、目標値を設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
35101 道路ネットワークの形成(県土整備部)	県内の幹線道路の新規供用延長	/	10.3km	40.6km	1.00	52.9km	59.9km
		-	10.3km	42.4km		/	/

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
35102 適切な道路の維持管理(県土整備部)	舗装の維持管理指数	/	5.0以上	5.0以上	1.00	5.0以上	5.0以上
		5.3	5.3	5.3		/	/
35103 四日市港の機能充実(雇用経済部)	四日市港における外貿コンテナ貨物の取扱量	/	20万TEU	22万TEU	0.88	24万TEU	26万TEU
		17万TEU*	18.3万TEU	19.4万TEU		/	/
35104 県管理港湾の機能充実(県土整備部)	県管理港湾の入港船舶総トン数	/	1,503万トン (23年度)	1,503万トン (24年度)	0.98	1,503万トン (25年度)	1,503万トン (26年度)
		1,503万トン (22年度)	1,475万トン (23年度)	1,475万トン (24年度)		/	/

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	45,368	51,826	45,671	52,880	/
概算人件費	/	3,354	3,356	/	/
(配置人員)	/	(372人)	(365人)	/	/

平成25年度の取組概要

- ①災害時の復旧・復興を担うとともに、式年遷宮を契機とした県内外との交流・連携の促進に向けて、新名神高速道路、東海環状自動車道、紀勢自動車道、熊野尾鷲道路等の高規格幹線道路、北勢バイパス、中勢バイパス等の直轄国道の整備促進や未事業化区間の早期事業化に向けた取組、これらにアクセスする道路等の整備を推進
- ②道路利用者の安全性や利便性の向上を目的に、緊急輸送道路*等の県管理道路の整備を推進するとともに、道路防災総点検*に基づく要対策箇所、落石・崩壊等の変状発生箇所における路線の重要度や変状の状況による優先度を考慮した対策を計画的に実施。また、通学路における児童等の安全確保を図るため、平成24年度に実施した合同点検をふまえ、防護柵やラバーポール等の簡易対策について、地域との協議のうえ実施
- ③将来にわたって機能を充分発揮するよう、道路施設の長寿命化に向けて効率的かつ計画的に維持修繕を行うとともに、式年遷宮に向け主要地周辺の修繕を実施。また、道路利用者や沿線住民等の津波被害を軽減するための対策として、国や市町において設置されている海拔表示シートについて、県管理道路への設置に向けた検討を実施。さらに、老朽化する道路施設を適正に維持管理するため、従来の点検に加えてトンネル等の詳細な点検を実施し、その結果をふまえた対策を実施
- ④四日市港では、国道23号への環境負荷増大の回避、貨物輸送の定時性・即時性の確保、災害時のリダンダンシーの確保を図るため、臨港道路霞4号幹線の早期供用に向けて、事業主体の国と協力し、引き続き地元関係者や関係機関との協議を実施。また、緊急時の物資輸送等に資する岸壁の耐震整備のほか、海岸保全施設や上屋の耐震補強を推進。さらに、県や四日市市、民間企業等で構成する四日市港利用促進協議会による四日市港セミナーの開催など、官民が連携したさらなる利用促進に向けた取組を実施
- ⑤県管理港湾について、今後、更新を迎える施設が急増することから、計画的な維持管理を実施。ま

た、物資輸送等の災害復興活動等に利用できるよう、臨港道路にある橋梁の耐震検討を進め、必要な箇所について耐震対策を実施

平成 25 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①紀宝バイパス約 1.6km が平成 25 年 6 月に、第二伊勢道路約 7.6km や、熊野尾鷲道路（三木里 I C～熊野大泊 I C）約 13.6km およびアクセスする県管理道路が平成 25 年 9 月に、中勢バイパス（鈴鹿市内の一部）約 1.8km や、紀勢自動車道（紀伊長島 I C～海山 I C）約 15.1km が平成 26 年 3 月に供用開始しました。また、地域と一体となった国などへの粘り強い働きかけにより、熊野市大泊町から新宮市間については、地域の皆さんの声や学識経験者等の意見を踏まえ、平成 25 年 4 月に概ねのルートが決定されました。このうち、紀宝町から新宮市間約 2.4km については、新宮紀宝道路（熊野川河口大橋（仮称）含む）として、平成 25 年 5 月に新規事業化され、詳細なルートや構造を決定するための地質調査や測量等の現地調査に着手しました。さらに、平成 26 年度には熊野市大泊町から熊野市久生屋町間の約 6.7km が熊野道路として新規事業化されるなど、紀伊半島のミッシングリンク^{*}の解消に向け前進しました。なお、松阪多気バイパス（松阪市上川町）約 0.8km を平成 28 年度、東海環状自動車道（大安 I C～東員 I C）約 6.1km および中勢バイパス（鈴鹿市御園町～津市河芸町三行）約 2.9km を平成 30 年度の開通予定とすることが、平成 26 年 4 月に国から新たに公表されました。
- ②県管理道路において、緊急輸送道路整備や道路防災対策等を進めています。また、平成 24 年度に実施した通学路の合同点検の結果をふまえ、防護柵やラバーポール等の簡易対策を実施しています。道半ばにある道路網の現状に対し、道路利用者が安全・安心に通行でき、県内外との交流・連携に資するとともに、大規模災害等に備えた道路整備をさらに推進する必要があります。
- ③式年遷宮に向け、外宮と内宮を結ぶ県道伊勢磯部線や伊勢と鳥羽を結ぶ国道 42 号の一部区間等について舗装修繕を実施し、走行性や安全性の向上が図られました。また、海拔表示シートの県管理道路への設置に向け、市町との調整のもと設置方針の策定に取り組みました。さらに、老朽化する道路施設を適切に維持管理するために長寿命化修繕計画等に基づく道路施設の修繕、橋梁やトンネル等の点検を推進しています。加えて、円滑な道路管理を促進し、道路インフラの予防保全・老朽化対策の体制強化を図るための「三重県道路インフラメンテナンス協議会」を平成 26 年 3 月に開催し、技術基準の共有や市町への支援などに取り組んでいくことを確認しました。引き続き、道路施設を適正に維持管理する必要があります。
- ④四日市港においては、臨港道路霞 4 号幹線について、天カ須賀工業団地地先や川越緑地公園内の橋梁下部工の工事を進めました。また、15 号岸壁の耐震強化整備について、グラウンドアンカー工等の工事を進めたほか、海岸保全施設や上屋の耐震化等に取り組みました。さらに、四日市、大阪、東京、マレーシアにおいて、四日市港利用促進協議会による四日市港セミナーを開催しました。背後圏産業の国際競争力強化を物流面から支えるため、臨港道路等施設の早期整備や、四日市港のさらなる利用促進を図るため、国内外の企業に対し、より一層のポートセールスを行っていく必要があります。
- ⑤港湾利用者や地域の安全・安心を向上させるために、津松阪港（大口地区）および宇治山田港において、老朽化した港湾施設の補修工事を進めています。また長島港の江ノ浦大橋について、耐震対策が必要であることから、詳細設計を進めています。港湾は、県民生活の安全・安心の確保および地域経済の活性化、発展に不可欠なものであることから、今後とも、港湾施設を適切に整備、維持管理する必要があります。また、大規模地震発生時の輸送路を確保するため、臨港道路の橋梁について、耐震検討・対策が必要です。

- ①県内外との交流・連携を広げ、大規模災害に備えた道路ネットワークの早期整備を目指し、新名神高速道路、東海環状自動車道、北勢バイパス、中勢バイパス等の整備促進を図るとともに、これらと一体となって道路ネットワークを形成する県管理道路の計画的な整備を推進します。特に、平成26年度の供用開始予定となっている、北勢バイパス(四日市市内の一部)、中勢バイパス(津市内の一部)、国道260号錦峠等の整備促進を図るとともに、県管理道路の整備を推進します。また、紀伊半島のミッシングリンク解消に向け、「新たな命の道」として熊野尾鷲道路(Ⅱ期)および新宮紀宝道路、熊野道路の整備促進を図るとともに、未事業化区間(熊野IC(仮称)～紀宝IC(仮称))の早期事業化に取り組みます。
- ②緊急輸送道路整備を、重点的かつ効率的に推進していくとともに、法面からの落石等の被害を未然に防止し、道路利用者の安全な通行を確保するために、路線の重要度や、変状の程度による優先度を考慮した道路防災対策を計画的に実施していきます。また、さらなる通学児童等の安全確保に向け、通学路の合同点検結果に基づき引き続き対策が必要な箇所において、早期の対策実施に努めるとともに、既存の道路等における歩行空間の整備等を進めていきます。
- ③道路施設が将来にわたって機能を充分発揮し、道路利用者の安全・安心を確保するため、緊急点検を平成26年度に完了するとともに、緊急点検で確認した損傷箇所のうち、緊急に対応すべきものについて修繕を行います。また、海拔表示シートについて、市町と調整のもと、設置方針を策定のうえ、県管理道路への設置を順次進めます。さらに、トンネル、横断歩道橋については、予防保全的な観点で長寿命化計画の策定を進めるとともに、計画的な修繕・更新に取り組みます。加えて、「三重県道路インフラメンテナンス協議会」を開催し、すべての道路管理者が参加して意見調整・情報共有を行い、点検や修繕計画等について連携・協力し、道路インフラの予防保全・老朽化対策体制の強化を図ります。
- ④四日市港においては、引き続き、臨港道路霞4号幹線の早期供用に向けて整備促進を図り、また、耐震強化岸壁について平成26年度内の完成をめざすほか、海岸保全施設や上屋の耐震補強等を引き続き推進するとともに、国内外の企業に対しポートセールスを行い、四日市港のさらなる利用促進を図っていきます。
- ⑤県管理港湾について、今後、港湾施設が求められる機能を確保するよう、必要な箇所の緊急修繕を実施します。臨港道路の橋梁について、予防保全的な観点で長寿命化計画を策定し、適切に維持管理を実施するとともに、また、物資輸送などの災害復興活動等に利用できるよう、橋梁の耐震検討を進め、必要な箇所について耐震対策を実施します。

* 「○」のついた項目は、平成26年度に特に注力するポイントを示しています。

県民の皆さんとめざす姿

人口減少・超高齢社会に対応した集約型都市構造*（コンパクトなまちづくり）の構築が進むとともに、都市基盤の整備やゆとりある住まいづくりが行われるなど、県民の皆さんと共に、住まいやまちづくりのことを考え、地域の個性を生かした魅力あるまちで、誰もが自由に活動し、快適に暮らしています。

平成 27 年度末での到達目標

これまで進めてきた安全・快適な都市環境を形成するための基盤整備、地域の個性を生かした景観形成やユニバーサルデザインに配慮した施設整備、安全安心で豊かな住環境の整備の取組に加え、都市計画区域の見直しなど集約型都市構造の形成につながる土地利用促進の取組が進むことにより、誰もが魅力を感じ、快適な住まいまちづくりが進んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標は目標値を上回ったものの、活動指標については目標値に達していない事業があることから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
コンパクトなまちづくりが進められている都市計画区域の数	—	3 区域	6 区域	1.00	9 区域	9 区域
	1 区域	5 区域	8 区域			
目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	集約型都市構造（コンパクトなまちづくり）の形成につながる土地利用を促進する取組（都市計画制度による土地利用の規制や誘導等）が行われている都市計画区域の数					
26 年度目標値の考え方	25 年度実績値を踏まえ、新たな土地利用規制が想定される区域を加え、9 区域と設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
35301 快適なまちづくりの推進（県土整備部）	鉄道と道路との立体交差化を行う事業の進捗率		73.9%	85.1%	0.99	92.1%	100%
		63.9%	77.3%	85.0%			

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
35302 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進（健康福祉部）	商業施設等でバリアフリー化された施設数（累計）		2,317 施設	2,485 施設	0.77	2,660 施設	2,845 施設
		2,170 施設	2,303 施設	2,444 施設			
35303 快適な住まいづくりの推進（県土整備部）	新築住宅における認定長期優良住宅の割合		26.2%	26.8%	0.91	27.4%	28.0%
		25.7%	24.0%	24.5%			
35304 適法な建築物の確保（県土整備部）	特殊建築物等の維持保全適合率		55.0%	56.5%	1.00	58.0%	59.5%
		50.1%	53.9%	56.8%			
35305 参画と協働による景観まちづくりの推進（県土整備部）	市町、県が制定した景観に関する条例等の件数（累計）		31件	32件	1.00	33件	34件
		30件	31件	32件			

（単位：百万円）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	4,093	4,121	4,112	4,924	
概算人件費		1,019	1,039		
（配置人員）		（113人）	（113人）		

平成25年度の取組概要

- ①人口減少・超高齢社会に対応した集約型都市構造の形成、災害に強いまちづくりの構築をさらに進めるため、都市計画区域マスタープラン*に基づき、土地利用規制等により適正な土地利用を促進。また、市街地整備や鉄道と道路の立体交差化等により都市基盤整備を推進
- ②ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりに向け、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例の整備基準に適合する商業施設等のうち申請のあったものに対して適合証を交付するとともに、鉄道駅舎等のバリアフリー化を図るために交通事業者を支援（近鉄宇治山田駅、近鉄桑名駅、JR四日市駅）
- ③地域における多様な住居ニーズに対応するための基本方針と施策を示す「三重県住生活基本計画*」に基づき、耐久性や省エネ性等を備えた長期優良住宅*の認定・普及や、住宅セーフティネット確保の取組（配慮が必要な方の入居を拒まない賃貸住宅登録制度の運用、県営住宅の供給、災害時住宅支援の体制づくり）等を推進
- ④安全で安心な建築物の確保に向け、建築基準法に基づき、不特定多数の者が利用する既存建築物を対象とした維持保全の適合状況を把握するための定期報告の審査や防災査察等を実施。また、新築等の建築物に対する中間検査及び完了検査の検査率向上に取り組むとともに違反建築物に対する是正指導等を実施
- ⑤地域の個性を生かした魅力ある景観まちづくりに向け、景観づくりに取り組む市町を支援するとともに、三重県景観計画に基づく周辺景観と調和した建築物への誘導や、熊野川流域の景観保全のための計画策定に向けた取組のほか、住民との協働による熊野市木本海岸堤防での修景整備、違反屋外広告物の是正の取組を実施

- ⑥平成 25 年 5 月 18 日県営熊野灘臨海公園にて第 24 回全国「みどりの愛護」のつどいを開催することで、都市緑化や緑豊かな潤いのある住みよい環境づくりの意識の高揚を図るとともに県南部の魅力を全国に発信

平成 25 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①人口減少・超高齢社会に対応した集約型都市構造の形成に向け、都市計画制度による土地利用の規制や誘導等に取り組むほか、鉄道と道路の立体交差化等都市基盤の整備を実施しています。一方、南海トラフを震源域とする巨大地震の津波浸水区域内の市街地では、地震・津波災害に強い都市構造の形成が課題となっています。
- ②商業施設等のバリアフリー化については、民間における施設整備が伸び悩んだことから目標値を下回りました。今後、整備基準に適合する施設を増やすために、ユニバーサルデザインに対する事業者、設計者の理解を得ることが必要です。
- また、バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）の基本方針に基づき、段差解消等がされていない鉄道駅等のバリアフリー化を図る必要があります。
- ③長期優良住宅の普及を推進するほか、高齢者や障がい者、低所得者等の住宅確保要配慮者への居住支援、地震等大規模災害時の住宅支援体制づくりなど、住宅セーフティネットの構築に取り組む必要があります。
- ④安全で安心な建築物の確保に向け、特殊建築物の定期報告制度の徹底を図るとともに、違反建築物の是正指導等を実施しています。違反建築物を増加させないため、竣工時における完了検査率等の向上が課題となっています。
- ⑤市町の景観行政団体への移行に向けた取組支援の結果、平成 25 年 7 月に津市が景観行政団体になりました。式年遷宮を契機に多くの来訪者を迎える中、景観づくりに取り組む市町との連携や、三重県景観計画に基づく良好な景観への誘導などにより、地域の個性を生かした景観づくりを進める必要があります。

平成 26 年度の改善のポイントと取組方向【県土整備部 次長 永納栄一 電話 059-224-2651】

- ①鉄道と道路の立体交差化事業の推進や、土地区画整理事業による市街地整備の促進とともに、土地利用の規制や誘導により、集約型都市構造の形成を進めます。また、地震・津波災害に強い都市計画を進めるため、市町と意見交換しながら「三重県地震津波対策都市計画指針（仮称）」の策定に着手するほか、市町向け研修会を実施する等の取組を進めます。
- ②商業施設等のバリアフリー化を進めるため、各建設事務所、各市町の窓口での指導に加え、県ホームページによる広報等で、ユニバーサルデザインについて、施設整備関係者へ周知するとともに、交通事業者が行う駅舎等のバリアフリー化を支援します。
- ③長期優良住宅の認定や住宅セーフティネットの構築等に取り組みます。特に災害時住宅支援においては、関係団体とともに、災害時住宅支援の基礎的な枠組みの構築を図ります。
- ④特殊建築物の定期報告の未報告者に対し、粘り強い指導等を継続するほか、完了検査率の向上に努めます。
- ⑤熊野古道世界遺産登録 10 周年を契機として、景観づくりに取り組む市町への支援、県景観計画に基づく周辺景観と調和した建築物への誘導、熊野川流域の景観保全のための計画策定に取り組むほか、公共事業実施時の景観配慮の仕組みづくり、違反屋外広告物の是正、熊野市木本地区における景観まちづくり事業の推進など、地域の個性を生かした魅力ある景観まちづくりの取組を進めます。

* 「○」のついた項目は、平成 26 年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：県土整備部】

プロジェクトの目標

社会基盤である幹線道路等の整備を進めることにより、大規模地震や異常気象による集中豪雨等の自然災害の脅威に対して地域の安全・安心を支えるとともに、北・中部地域の産業、南部地域の観光など地域の今ある力を生かした新しい三重づくりが進んでいます。

評価結果をふまえたプロジェクトの進展度と判断理由

進展度 *	A (進んだ)	判断理由	幹線道路等の整備を進めたことにより、地域の安全・安心が高まるとともに、地域間の交流・連携が進みました。なお、平成25年度供用開始目標としていた道路について、平成26年5月までに全て供用開始したことなどから「進んだ」と判断しました。
----------	------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

プロジェクトの数値目標

目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
命と地域を支える道の供用延長	/	86.8km	129.7km	0.99	141.7km	147.8km
	74.6km	86.8km	128.0km		/	/

目標項目の説明と平成26年度目標値の考え方

目標項目の説明	県内の高規格幹線道路*や主要な直轄国道、地域高規格道路*、アクセス道路の供用延長
26年度目標値の考え方	北勢バイパス、中勢バイパス、国道260号錦峠、県道神戸長沢線等を新規供用することをめざし、目標値を設定しました。

実践取組の目標

実践取組	実践取組の目標	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
1 「命を支える道づくりに向けた課題」を解決するために	命を支える道の供用延長	/	55.5km	86.8km	1.00	88.6km	88.6km
		43.3km	55.5km	87.3km		/	/
2 「地域を支える道づくりに向けた課題」を解決するために	地域を支える道の供用延長	/	31.3km	42.9km	0.95	53.1km	59.2km
		31.3km	31.3km	40.7km		/	/

(単位：百万円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	19,618	17,286	17,556	

平成 25 年度の取組概要

- ①災害時の復旧・復興を担うとともに、式年遷宮を契機とした県内外との交流・連携の促進に向け、平成 25 年度の供用開始予定となっていた紀勢自動車道、熊野尾鷲道路、紀宝バイパス、第二伊勢道路や四日市湯の山道路の整備を進めるとともに、これらに合わせて供用するアクセス道路等の整備を推進。また、交通需要への対応と交通渋滞の解消および、災害時の緊急輸送や代替ルートの確保に向け、新名神高速道路、東海環状自動車道、北勢バイパスや中勢バイパス等の整備促進を図るとともに、これらと合わせ幹線道路を形成する県管理道路の整備、桑名東部拡幅の伊勢大橋架け替え関連の工事着手に向けた取組などを推進
- ②地域の理解・協力のもと、関係機関と連携・協力を図り、北勢バイパスの未事業化区間の早期事業化に向けた取組や、地域高規格道路の都市計画決定や事業化に向けた調査・検討など、新たな道路網の構築に向けた取組や検討を推進
- ③紀伊半島のミッシングリンク[※]の解消を目指し、市町や地域住民をはじめ関係者と一体となって熊野市大泊町以南の未事業化区間の早期事業化に向けた取組を推進

平成 25 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①紀宝バイパスについては、全長 4.5km のうち未供用区間であった約 1.6km が平成 25 年 6 月 16 日に供用開始したことにより、全線供用しました。第二伊勢道路約 7.6km については、式年遷宮までの供用開始を目標に整備を進め、平成 25 年 9 月 14 日に供用開始しました。熊野尾鷲道路の三木里 I C から熊野大泊 I C 間の約 13.6km およびそのアクセス道路の県道賀田港中山線、県道新鹿佐渡線が平成 25 年 9 月 29 日に供用開始し、尾鷲南 I C から熊野大泊 I C 間約 18.6km 全線供用しました。中勢バイパスについては、平成 26 年度供用開始目標としていた鈴鹿（稲生）工区（鈴鹿市野町～稲生町）の約 1.8km が平成 26 年 3 月 23 日に供用開始しました。紀勢自動車道については、国および中日本高速道路（株）にて整備を進め、最終区間となった紀伊長島 I C から海山 I C 間の約 15.1km が平成 26 年 3 月 30 日に供用開始し、勢和多気 J C T から尾鷲北 I C 間の約 55.3km 全線供用しました。これらの供用開始により地域相互間の交流・連携が促進されるとともに、救急医療活動の支援や、大規模災害時などの代替ルートが確保されるなど、地域の安全・安心が高まりました。新名神高速道路については、四日市 J C T から四日市北 J C T 間は平成 27 年度供用開始目標に向け順調に工事が進捗しており、また、四日市北 J C T から亀山西 J C T 間は平成 30 年度の全線供用開始に向けトンネル工事に本格的に着手しました。東海環状自動車道については、四日市北 J C T から東員 I C 間は平成 27 年度供用開始目標に向け順調に工事が進捗しており、また、東員 I C から北勢 I C 間は平成 32 年度の全線供用開始に向け工事に本格的に着手するとともに、北勢 I C から岐阜県境までの用地取得を開始し、平成 26 年度からは国等と連携して県も用地取得を行うこととしました。桑名東部拡幅については、伊勢大橋架け替え関連の工事に着手し、四日市湯の山道路の高角 I C から県道四日市菰野大安線（通称：ミルクロード）間約 4.4km が平成 26 年 5 月 24 日に供用開始し、平成 25 年度目標値を達成するなど、県内の道路整備は着実に進捗が図られています。なお、東海環状自動車道（大安 I C ～東員 I C）約 6.1km および中勢バイパス（鈴鹿市御園町～津市河芸町三行）約 2.9km を平成 30 年度開通予定とすることが、平成 26 年 4 月に国から新たに公表されました。県内の幹線道路網の整備は道半ばにあり、自然災害の脅威は今後一層深刻化することが予測される

中、地域の安全・安心を支える幹線道路等の整備が急がれています。また、交通渋滞が頻発している現状に対し、集積する産業や魅力ある観光など地域の今ある力を活かした三重づくりを支える幹線道路等の整備が求められています。

- ②国や関係県・市町等と連携して、災害時などにおける道路の必要性などを訴えるためのシンポジウムの開催などにより、整備機運を盛り上げるとともに、鈴鹿亀山道路の都市計画決定に向けた検討や、名神名阪連絡道路の事業化に向けた検討を進めました。特に、鈴鹿亀山道路については、「有識者委員会」や、国・中日本高速道路(株)・県・鈴鹿市・亀山市で構成する「検討会」、県民の皆さんから直接ご意見を伺うための「100人協議会」を新たに設置するなど、本格的に調査・検討を進めました。引き続き、新たな道路網の構築に向けた取組や検討が必要です。
- ③地域と一体となった国などへの粘り強い働きかけにより、熊野市大泊町から新宮市間については、地域の皆さんの声や学識経験者等の意見を踏まえ、平成25年4月に概ねのルートが決定されました。このうち、紀宝町から新宮市間約2.4kmについては、新宮紀宝道路(熊野川河口大橋(仮称)含む)として、平成25年5月に新規事業化され、詳細なルートや構造を決定するための地質調査や測量等の現地調査に着手しました。さらに、平成26年度には熊野市大泊町から熊野市久生屋町間の約6.7kmが熊野道路として新規事業化されるなど、紀伊半島のミッシングリンクの解消に向け前進しました。今後とも、未事業化区間の早期事業化に向けた取組が必要です。

平成26年度の改善のポイントと取組方向

- ①大規模災害などから県民の命と暮らしを守り、集積する産業や魅力ある観光など地域を支えるため、新名神高速道路、東海環状自動車道、北勢バイパス、中勢バイパスや桑名東部拡幅(伊勢大橋)等の整備促進を図るとともに、これらと一体となった道路ネットワークの形成に向けた県管理道路の整備を推進します。特に、平成26年度の供用開始予定となっている、北勢バイパス(四日市市垂坂町の市道垂坂1号線～四日市市山之一色町の市道日永八郷線)、中勢バイパス(津市野田の県道家所阿漕停車場線～津市高茶屋小森町の国道165号)、国道260号錦峠の整備促進を図るとともに、関連する県管理道路や県道神戸長沢線等の整備を推進します。
- ②新たな道路網の構築に向け、北勢バイパスの未事業化区間の早期事業化に向けた取組や鈴鹿亀山道路をはじめとする地域高規格道路の調査・検討などを進めます。また、平成33年の国民体育大会開催に向け、会場へのアクセスを向上させる道路整備や会場周辺における道路環境づくり(歩道整備、道路標識の設置、舗装修繕等)について、国や市町等と連携し検討を進めます。
- ③地域の悲願でもある紀伊半島のミッシングリンク解消に向け、「新たな命の道」として熊野尾鷲道路(Ⅱ期)および新宮紀宝道路、熊野道路の整備促進を図るとともに、未事業化区間(熊野IC(仮称)～紀宝IC(仮称))の早期事業化に向けた取組を推進します。

【主担当部局：県土整備部】

めざす姿

公共事業の実施プロセスの公正性・透明性を確保し、事業を適正に実施することにより、県民の皆さんの公共事業への信頼感が向上していることをめざします。

平成 27 年度末での到達目標

これまで進めてきた公共事業の再評価、事後評価の適切な実施、事業情報の県民の皆さんへの提供と有効活用等を進める取組に加え、地域の建設業者の地域・社会貢献の取組などを評価し、優良な企業が受注できるような入札制度の運用等に取り組むことにより、公共事業が適正に運営されていることをめざします。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	A (進んだ)	判断理由	公共事業評価システム*を適切に運用するとともに、企業における地域・社会貢献への取組が進むなど、全ての目標値を達成したことから、「進んだ」と判断しました。
----------	------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
公共事業への信頼度	94.6%	95.0% 97.3%	95.5% 97.5%	1.00	96.2%	96.3%
目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	公共事業評価制度において、「三重県公共事業評価審査委員会」で審査を受け妥当とされた割合と総合評価方式*の入札において、地域・社会貢献の取組実績がある企業が受注した件数の割合の平均値					
26 年度目標値の考え方	これまでの実績と今後の審査・取組の見通しを勘案し、「県の活動指標」である「公共事業再評価・事後評価達成度」と「受注者の地域・社会貢献度」の平成 26 年度の平均値を 96.2% として目標に設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
40801 公共事業の適正な執行・管理(県土整備部)	公共事業再評価・事後評価達成度	97.1%	97.2% 97.2%	97.3% 97.3%	1.00	97.4%	97.5%

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
40802 公共事業を推進するための体制づくり(県土整備部)	受注者の地域・社会貢献度		92.8%	93.6%	1.00	95.0%	95.0%
		92.1%	97.3%	97.7%			

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	5,333	3,130	4,631	4,745	
概算人件費		1,614	1,646		
(配置人員)		(179人)	(179人)		

平成25年度の取組概要

- ①「三重県建設産業活性化プラン」に定める将来ビジョン「技術力を持ち地域に貢献できる建設業」の実現に向けて、建設業界と県の連携のもと、技術力向上のための表彰制度の検討、地域貢献できる企業の存続や経営基盤の強化のための発注標準の見直しなど、優先的に進める取組を着実に実施
- ②公共事業評価については、事前評価・再評価及び事後評価を実施し、公共事業の実施プロセスの透明性を確保
- ③CAL S / E C* (公共事業支援統合情報システム) については、電子調達システムをはじめとする各システムの安定運用を確保。このうち、電子調達システムについて、入札業務の効率化とコスト縮減を図るため、平成26年度中の運用開始に向けて公共事業と物件等を統合した新たなシステムの構築作業を実施
- ④総合評価方式については、受注者及び発注者の意見を聞きながら、事務手続きの簡素化、審査及び評価の公正性・透明性向上などの観点から作成した評価項目、評価基準にかかる見直し案を踏まえ、試行を実施
- ⑤入札契約事務手続きについては、入札等監視委員会に諮るなど事務の適正を確保。公共工事の適正で円滑な執行を支援するため、2年間の事業実施手順を明確にした「2年間実施工程表」の仕組みを構築
- ⑥予定価格の算定については、実勢を踏まえた設計労務単価や建設資材単価となるよう、単価の臨時改訂を適切に実施。また、請負代金額の変更については、契約後の資材や労務費の高騰などの変動に対し円滑に対応できるよう、スライド条項の運用要件を制定

平成25年度の成果と残された課題(評価結果)

- ①「三重県建設産業活性化プラン」の推進については、建設業界と県との間で、現在の取組状況や今後重点的に取り組む事項などについて協議する場を設けました。今後も、技術力を持ち地域に貢献できる建設業の実現に向けて、若年者の雇用や人材育成、災害時の安全・安心の確保、入札契約制度の改善など「三重県建設産業活性化プラン」に基づいた取組を着実に実施することが必要です。
- ②公共事業の実施プロセスの透明性を確保するため、公共事業評価システムの運用を行っています。透明性の確保及び向上のために、評価内容について、一層分かりやすい説明に努める必要があります。
- ③公共事業と物件等を統合する新たな電子調達システムのうち、公共事業に関する部分を平成26年

4月から先行して運用を開始します。物件等に関する部分については、平成26年度中に運用開始できるよう、引き続き、構築を進める必要があります。また、新たなシステムが円滑に運用されるように対応する必要があります。

- ④総合評価方式については、土木一式工事において見直し案を踏まえた試行に着手しました。今後、試行の検証等を行い、地域・社会に貢献し、技術力を持った企業が受注できるよう新制度への移行を進めていく必要があります。また、橋梁等の専門工事についても引き続き課題の整理を行い、見直し内容等の検討を進めていく必要があります。
- ⑤入札契約事務手続きのうち事故繰越案件について、入札等監視委員会などにより確認を受けました。「2年間実施工程表」を適切に運用することにより、事業実施手順の適正を確保することが必要です。
- ⑥設計労務単価及び建設資材単価の臨時改訂を実施し、実勢を踏まえた適正な予定価格を設定しました。また、スライド条項を運用し、受注者からの申請に応じて請負代金額の変更ができることとしました。今後も、予定価格の算定等について、適切に対応する必要があります。

平成26年度の改善のポイントと取組方向【県土整備部副部長 水谷優兆 電話：059-224-2651】

- ①「三重県建設産業活性化プラン」については、建設業界と連携し、技術力を持ち地域に貢献できる建設業の育成を目指して着実に実施します。特に、建設業における若年者の人材確保や育成が課題となっていることから、国の雇用対策事業を活用して、若年者の入職促進や人材育成を図る取組を支援します。
- ②公共事業の評価については、マニュアルに定められた定量的な効果だけでなく、周辺環境への影響など定性的な効果についても、より分かりやすく説明できるよう取り組みます。
- ③公共事業と物件等を統合する新たな電子調達システムについては、運用開始後、円滑に運用されるよう、システムを利用する多くの受発注者への周知や研修などに取り組みます。
- ④総合評価方式については、土木一式工事における試行の検証や橋梁等の専門工事における課題の整理に引き続き取り組み、評価項目、評価基準等の見直しをさらに進めます。
- ⑤入札契約事務手続きについては、入札等監視委員会などの確認を受けるなど、事務の適正を図ります。また、「2年間実施工程表」の活用により、計画的な事業実施と手順の適正に向けて取り組みます。
- ⑥契約金額の適正化のため、実勢を踏まえた設計単価による予定価格の算定や、契約後の資材や労務費の高騰などの変動に対応するスライド条項の適用等による請負代金額の変更を行うことで、円滑な施工確保に向けた取組を図ります。

* 「○」のついた項目は、平成26年度に特に注力するポイントを示しています。

三重県建設産業活性化プランの取組について

1 策定趣旨と建設業の状況

地域の建設業は、良質な社会資本の整備、災害時等の安全・安心や地域の雇用の確保など、重要な役割を担っています。

しかしながら、建設投資の減少に伴い受注競争が激化するなど、建設業を取り巻く経営環境は非常に厳しくなり、その活力をなくしてきていたため、工事の品質低下への懸念、災害等の緊急対応への不安、また、地域経済への影響などが課題となっていました。

そこで、建設業界と三重県が一体となって協議を進め、平成24年3月に、建設産業の活性化に向け、その実現のための取組を、「三重県建設産業活性化プラン」としてまとめました。（取組期間 平成24年度～平成27年度の4年間）

本プランに基づく取組により、落札率の上昇や低入札発生率の低下など一部改善が見られるものの、平成26年度三重県公共事業予算が本プラン策定時の平成23年度の予算と同程度であることや、平成25年の建設業の倒産件数が産業別倒産件数の25%と最も多いことから、建設産業を取り巻く環境は依然として厳しい状況です。

引き続き、地域の建設業が元気を回復し、県民が安全に安心して住むことができる災害に強い県土をつくるため、県と建設業界が共に力をあわせて、「三重県建設産業活性化プラン」の取組を実施していきます。

2 プランの概要

「三重県建設産業活性化プラン」では、三重県の建設業の将来ビジョンを「技術力を持ち地域に貢献できる建設業～確かな技術で地域に必要とされ未来に持続する～」とし、本プラン実現のため、「技術力」、「地域貢献」、「経営力」の3つをキーワードとして、8つの取組を設け、建設業界と三重県がそれぞれの役割分担のもと、共に力を合わせて建設産業の活性化に向けて取り組んでいます。

3 平成25年度、平成26年度の取組

平成25年度の主な取組は、技術力を持った企業の活用の取組として、優良施工企業と優良技術者の表彰制度の検討や、適切な積算による入札の取組として、低入札調査基準価格の見直し、実勢を踏まえた適正な予定価格となるよう設計単価の改訂などに取り組んできました。

平成26年度は、優れた人材確保・育成の取組として、建設業理解のための情報提供の充実、建設業への若年労働者の入職促進と人材育成支援や、地域に貢献

できる企業の存続の取組として、社会保険未加入対策などに取り組んでいきます。

なお、本プランの最終年度である平成27年度に向けて、これまでの取組の成果と残された課題について検証を行っていきます。

三重県建設産業活性化プラン

建設業の果たす役割

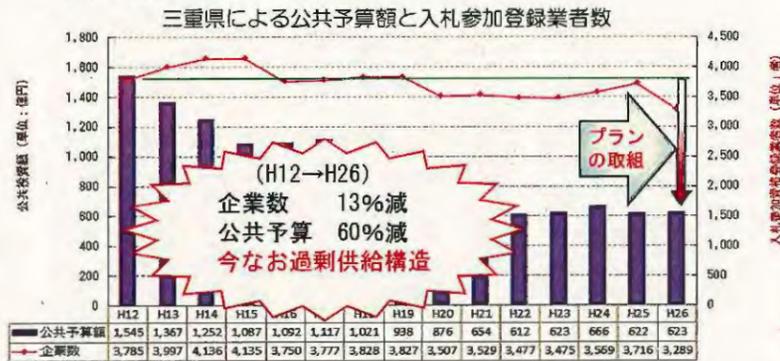
◆良質な社会資本整備

◆災害時等の安全・安心の確保

◆地域雇用を支える産業

建設業の現状

◆建設投資と企業数



◆災害時の緊急対応

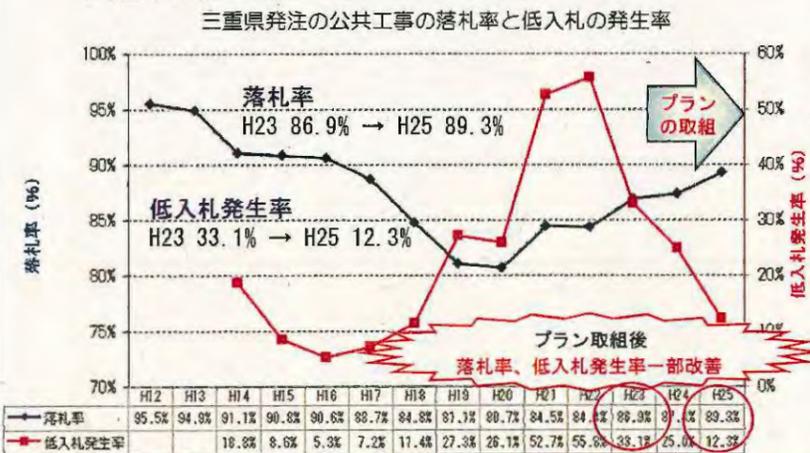


地域の建設企業が不眠不休で対応

◆売上高経常利益率 (売上高1億円以上)



◆落札率と低入札の発生状況



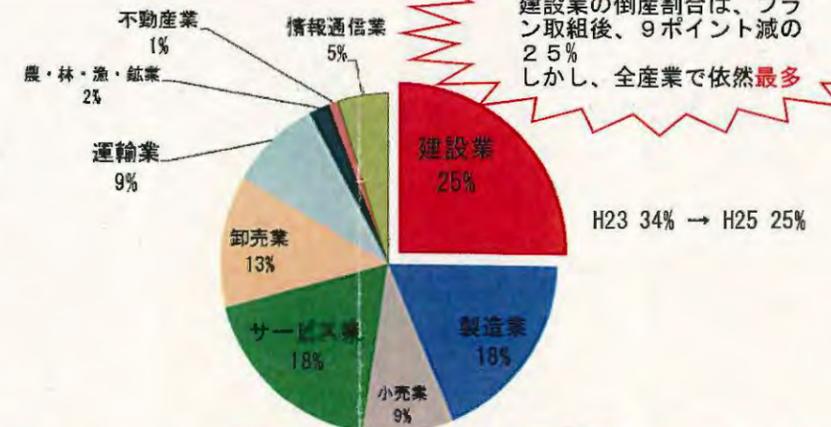
◆災害対応空白地域の発生

機動力のあるA・Bランクの企業は
プラン取組後、増加傾向
しかし、旧8市町では依然不在



地域の建設企業の緊急対応に対する負担は
依然大きい

◆産業別倒産件数



建設企業の経営状況はやや好転したものの
依然として厳しい状況

建設企業の受注状況は未だ厳しい

建設業が抱える課題

◆工事の品質低下への懸念

◆災害等の緊急対応への不安

◆地域経済への影響

将来ビジョン

技術力を持ち地域に貢献できる建設業
～確かな技術で地域に必要とされ未来に存続する～

(取組期間：平成24～27年度)

キーワード

技術力
—技術力の向上・承継—

地域貢献
—地域から必要とされる建設業—

経営力
—「技術力」と「地域貢献」を実現—

キーワード

技術力
- 技術力の向上・承継 -

取組目標

工事成績評定点の平均値
(目標) H22 81.8点 → H27 83.0点
(実績) H23 82.7点 H24 83.1点
H25 83.2点

取組1 継続的な技術力の維持・向上

取組項目と主な取組	平成25年度の取組	
	○建設業界 ●三重県 ◎両者	平成26年度の取組
品質確保のための技術力向上 ●研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> 三重県建設技術センターの研修において、発注者だけでなく受注者(民間)も対象とする研修を実施。(17件 受注者145名参加) 研修に参加した受注者の意見を反映し、平成26年度の研修計画に受注者が参加できる研修を増。(1件追加) 	<ul style="list-style-type: none"> 三重県建設技術センターの研修において、発注者だけでなく受注者(民間)も対象とする研修を実施する。(18件を予定) 受発注者のニーズを踏まえた平成27年度の研修計画を策定する。
技術力を持った企業の活用 ●施工実績・工事成績評定点による企業選定 ●優良施工企業の活用	<ul style="list-style-type: none"> 企業の技術力を重視するため、総合評価方式の評価項目に「企業の工事成績」を追加した方式を試行。(試行件数14件) 総合評価方式における工事成績の評価方法について、企業の努力がより正確に反映されるよう直線的評価を実施。(評価件数173件) 公共事業の縮小により、工事成績点を有しない建設業者の増加に備えるため、工事成績の対象期間の延長を検討。 優良施工企業と優良技術者の表彰制度の検討。 	<ul style="list-style-type: none"> 総合評価における企業の実績、技術者の実績について引き続き検討する。 格付けおよび総合評価における工事成績の評価のあり方について検討する。 優良施工企業と優良技術者の表彰制度について、6月から各建設・下水道事務所で試行する。

取組2 優れた人材の確保・育成

取組項目と主な取組	平成25年度の取組	
	○建設業界 ●三重県 ◎両者	平成26年度の取組
新規就業者の確保 ◎建設業理解のための情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 建設技術フェア(10月)、土木の日親子ふれあい見学会(11月)、プレ三重県民大縁会(12月)などで建設業の役割、土木技術や建設現場を紹介。 報道機関に現場見学会(矢頭トンネル:高校生30名参加、遊木トンネル:小学生23名参加)や県管理道路の完成・供用開始(11回)の情報提供。 	<ul style="list-style-type: none"> 建設業への理解を深めるため、社会資本整備の重要性とそれを整備している建設業界の必要性、及び地域貢献活動を、県と建設業界が連携して、イベントや現場見学会(約10回を予定)を通じてPRしていく。
若手技術者の育成と技術承継 ●若手技術者の活用	<ul style="list-style-type: none"> 総合評価方式の工事成績において、若手技術者の活用のため、現場代理人としての実績を主任技術者の実績と同等に評価。(215件のうち、57件を評価) (評価件数57件のうち、45歳未満の評価は33件(58%)) 若手技術者が配置されることを入札参加条件とする工事発注に向け、建設業界などとの検討に着手。 	<ul style="list-style-type: none"> 若手技術者の活用について、入札参加条件、総合評価方式における評価方法等を、引き続き建設業協会などと協議していく。 国からの交付金(地域人づくり事業)を活用して、建設業における若年労働者の入職促進・人材育成を図る。

取組3 受発注者間の連携強化

取組項目と主な取組	平成25年度の取組	
	○建設業界 ●三重県 ◎両者	平成26年度の取組
受発注者間のコミュニケーション向上 ●設計変更の適正化	<ul style="list-style-type: none"> 設計変更に関する契約条項の運用を標準化するための、三重県設計変更ガイドライン(案)を作成。 	<ul style="list-style-type: none"> 設計変更の手続等を定めた設計変更要領との調整を行い、三重県設計変更ガイドラインの運用を開始する。
CALS/ECの推進 ◎電子化の推進に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> 受注者を対象とした電子調達・電子納品研修を開催。(6月11日～20日、県内7会場延べ16回開催、151名参加) 新たな電子調達システムの周知を図るため、受注者を対象とした説明会を開催。(1月21日～30日、県内7会場延べ8回開催、509名参加) 	<ul style="list-style-type: none"> 受注者を対象とした電子調達・電子納品研修を開催する。(5月、県内8会場で開催)

キーワード

地域貢献

— 地域から必要とされる建設業 —

取組目標

地域・社会貢献に取り組む業者との契約率
 (目標) H22 88.4% → H27 95.0%
 (実績) H23 92.1% H24 97.3%
 H25 97.7%

取組4 地域の安全・安心の確保

○建設業界 ●三重県 ◎両者

取組項目と主な取組	平成25年度の取組	平成26年度の取組
災害等の緊急対応への取組強化 ◎災害等の緊急時における安全・安心の確保	・総合評価方式の工事において、建設業者の災害時の緊急対応に関する協定を評価。(190件)	・総合評価方式の工事において、建設業者の災害時の緊急対応に関する協定を評価する。 ・包括的な維持管理業務の契約制度を継続するとともに、地域維持型JV等の制度を上半期に策定し、下半期から試行する。
地域維持型の契約方式の導入 ●地域維持型の契約方式による維持管理体制の確保	・小規模修繕と雷水業務との一括契約(4件)、市の道路除草業務と県の河川除草業務との一括契約(7件)、施設点検業務等の複数年契約(24件)など包括的な契約を試行。	

取組5 地域経済の活性化

取組項目と主な取組	平成25年度の取組	平成26年度の取組
地域雇用の確保 ◎雇用改善等への取組	・平成25年度三重県建設雇用改善推進大会(11月)で建設労働者確保育成助成金を案内。	・国からの交付金(地域人づくり事業)を活用し、建設業における若年労働者の入職促進・人材育成を図る。 ・平成26年度三重県建設雇用改善推進大会(11月予定)で建設労働者確保育成助成金を案内する。
地元企業からの資材購入 ◎県内産資材の優先使用等	・県内産資材の優先使用や建設資材の県内取扱企業からの調達に努めることを特記仕様書に記載。	・県内産資材の優先使用や建設資材の県内取扱企業からの調達に努めることを、引続き特記仕様書に記載する。

取組6 地域に貢献できる企業の存続

取組項目と主な取組	平成25年度の取組	平成26年度の取組
地域貢献活動の取組強化 ◎建設企業の地域貢献活動のPR	・建設技術フェア(10月)、土木の日親子ふれあい見学会(11月)、プレ三重県民大縁会(12月)などで建設業の役割、土木技術や建設現場を紹介。 ・報道機関に現場見学会(矢頭トンネル:高校生30名参加、遊木トンネル:小学生23名参加)や県管理道路の完成・供用開始(11回)の情報提供。	・建設業への理解を深めるため、社会資本整備の重要性とそれを整備している建設業界の必要性、及び地域貢献活動を、県と建設業界が連携して、イベントや現場見学会(約10回を予定)を通じてPRしていく。
地域企業の活用推進 ●県内(地域)企業への優先発注	・地域企業の受注機会を確保するため、1億5千万円未満の工事は原則管内業者に発注するように発注標準を見直し。	・県内企業がJV代表者となれる格付けの総合点の見直しを検討する。
不良・不適格業者等の排除 ●不良・不適格業者等への対応	・社会保険等(雇用、健康、年金保険)の加入義務について、建設業許可・更新、経営事項審査の申請を行った全ての業者に周知し、未加入業者に対する加入指導。(指導後の加入件数107件)三重県暴力団等排除措置要綱を、下請け業者に対し資格(指名)停止措置及び契約解除を求めることができるよう改正。	・引き続き建設業許可・更新、経営事項審査時に社会保険等未加入業者に対する加入指導を実施する。 ・社会保険等加入を入札条件に加えることを検討する。

キーワード

経営力

－「技術力」と「地域貢献」を実現－

取組目標

売上高経常利益率の平均値（売上高1億円以上）
 （目標）H22 Δ0.18% → H27 +0.20%
 （実績）H23 Δ0.19% H24 +1.02%
 H25（平成26年11月公表予定）

取組7 経営基盤の強化

○建設業界 ●三重県 ◎両者

取組項目と主な取組	平成25年度の取組	平成26年度の取組
経営相談・各種融資制度の活用・支援 ◎経営相談の活用・支援	<ul style="list-style-type: none"> 経営相談事業を中小企業診断協会へ委託し、経営相談会を15回実施。（相談件数24件） 	<ul style="list-style-type: none"> 建設業への若年者の職場定着支援のため、国からの交付金（地域人づくり事業）を活用して雇用管理等の相談会を実施する。
入札契約制度の改善 ●適切な積算による入札	<ul style="list-style-type: none"> 公共工事設計労務単価を4月（平均14%上昇）、2月（平均7%上昇）に改訂。 設計単価の改訂は、2回の通常改訂に加え、生コン、鉄筋等の特別改訂等を6回実施。 インプレスライド条項を運用。（2月21日） 低入札調査基準価格（最低制限価格）の算定式を中央公契連モデルの改訂に伴い6月に改訂。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、実勢を踏まえた適正な工事価格の算定となるように、設計単価を設定する。 予定価格の事後公表について試行を検討する。
入札契約制度の改善 ●総合評価方式の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 事務手続きにかかる負担の軽減、評価項目や評価基準の改善、審査・評価の公正性・透明性の向上を目的として見直し案を作成するため、受発注者、学識者の意見聴取を実施。また、見直し案を一部取り入れた評価方式を2月から実施。（15件） 	<ul style="list-style-type: none"> 総合評価方式の見直し案について、試行と検証を進めていく。 専門工事についても検討を進める。

取組8 新分野進出による経営多角化

取組項目と主な取組	平成25年度の取組	平成26年度の取組
新分野進出の支援制度・体制の整備 ◎経営相談指導や販路開拓の支援	<ul style="list-style-type: none"> 経営相談事業を中小企業診断協会へ委託し、経営相談会を15回実施。 （新分野進出についての相談件数の割合は全体の22%） 新分野進出について、専門相談員を建設業者へ派遣し2件の相談。 	<ul style="list-style-type: none"> 新分野進出についての経営上の課題等の解決を支援するため、国が実施予定の「地域社会の課題解決型の経営アドバイザー事業」について建設業者への周知を図る。

今後の海岸保全施設の整備について

1 海岸保全施設の整備の経緯

三重県の海岸は、伊勢湾沿岸と熊野灘沿岸に区分され、海岸線の延長は約1,088kmで、全国で8番目の長さとなっています。

海岸保全施設の大部分は、昭和30年代以降に伊勢湾等高潮対策事業等で築造され、その後、三重県では、社会情勢に応じて、高潮・侵食対策や、耐震対策として、海岸保全施設の整備を進めてきました。

現在、地震・津波による被害を軽減するための対策として、防潮扉の動力化等の避難支援対策を行うとともに、空洞やひび割れが生じた箇所脆弱化対策を緊急的に行っています。

2 今後の海岸保全施設の整備方針

海岸保全施設の津波対策は、これまでも高潮対策としての嵩上げ、耐震対策、避難支援対策及び脆弱化対策を進めてきましたが、比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対する嵩上げとともに、設計津波の水位を超えた場合でも、施設の効果が粘り強く発揮できるよう補強した「目指すべき海岸保全施設」の整備を進めるには、莫大な費用と期間が必要であり、その効果の早期発現は厳しい状況です。

このため、効率・効果的な対策を進めていくために、これまで進めてきた高潮・侵食対策、耐震対策、避難支援対策及び脆弱化対策と同時に粘り強い構造とする対策を取り入れることとします。

なお、粘り強い構造とする対策については、次の整備パターンの中から、整備を行う海岸に適した整備パターンを選定することとします。

【整備パターン】

- ①既存施設の嵩上げ対策を行う
- ②既存施設の暫定的な嵩上げと補強対策を行う
- ③既存施設の補強対策を行う

3 今後の海岸保全施設の整備の進め方

今後の海岸保全施設の整備については、現況施設の状況、背後地の状況、周辺環境、概算工事費等を総合的に考慮して、当面整備を行う箇所と整備パターンを選定し、みえ県民力ビジョンにおける次期行動計画（平成28年度～）に反映して、取り組んでいきます。

三重県の海岸の特徴

伊勢湾沿岸・・・①直線的な海岸形状で緩やかな海底勾配の海岸

熊野灘沿岸・・・②-1 伊勢志摩地域から熊野市にかけては複雑なリアス式海岸

②-2 熊野市以南（七里御浜海岸）は直線的で急な海底勾配の海岸



①伊勢湾沿岸



②-1 熊野灘沿岸

(伊勢志摩地域から熊野市の一部にかけて)



②-2 熊野灘沿岸

(七里御浜海岸)



課題

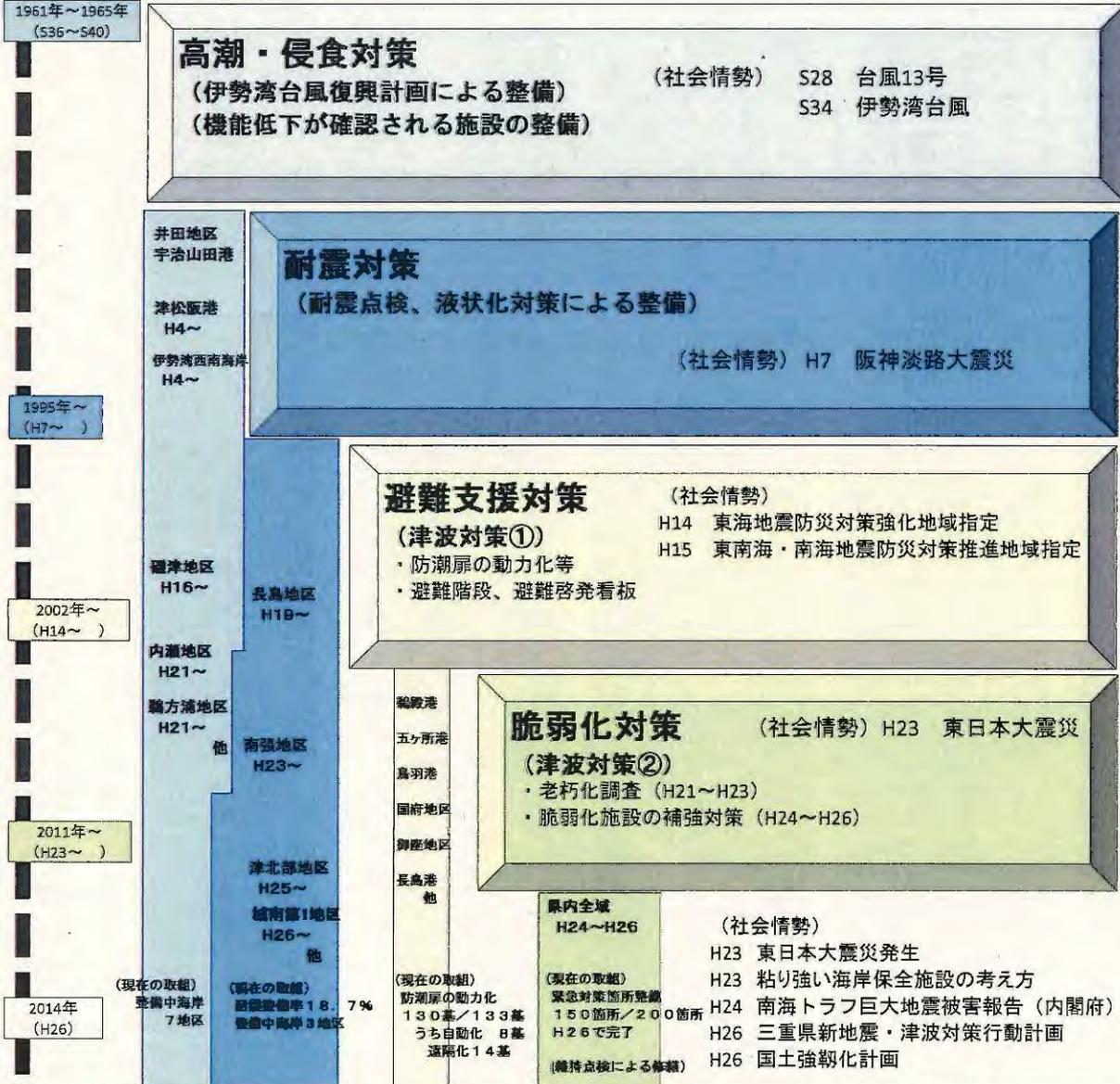
- ・高潮・侵食対策
- ・耐震対策
- ・避難支援対策
- ・脆弱化対策

海岸線は約1,088km（全国の8番目の長さ）

海岸保全区域は約527km（海岸線全延長の48%）

海岸保全施設の整備

海岸保全施設の整備の経緯



今後の海岸保全施設の整備方針

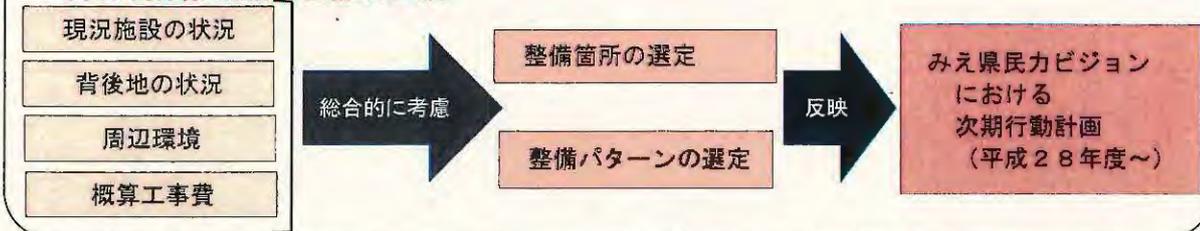
※ 海岸堤防の整備パターン 参照

高潮・侵食対策 耐震対策 避難支援対策 脆弱化対策

と同時に、粘り強い構造とする対策 (津波対策③) を取り入れ

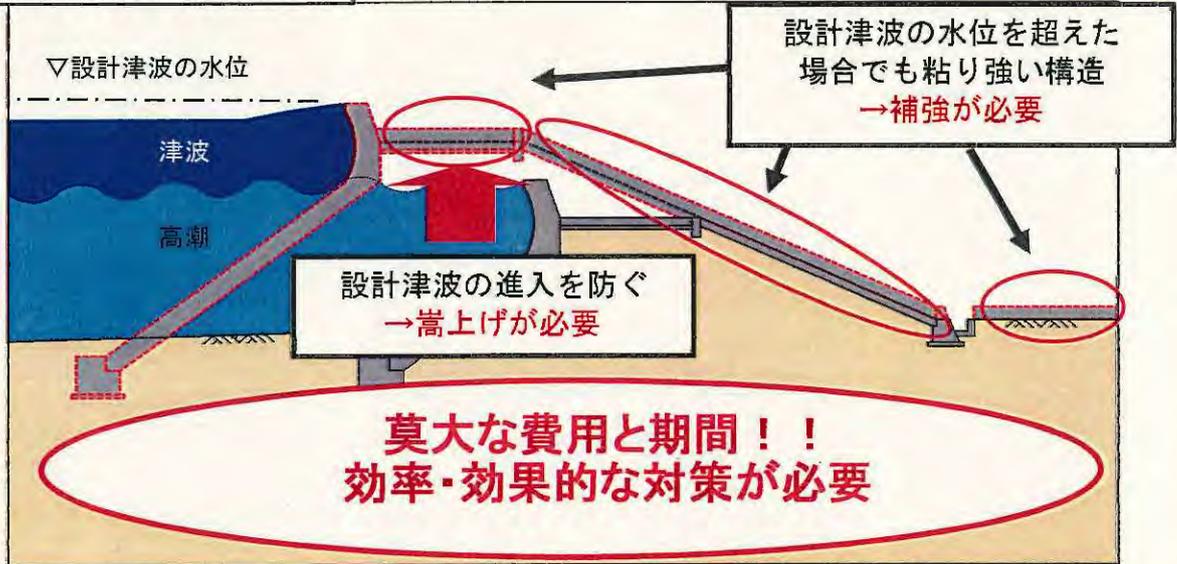
2016年 (H28)

今後の海岸保全施設の整備の進め方



海岸堤防の整備パターン

目指すべき海岸保全施設



海岸堤防の整備パターン

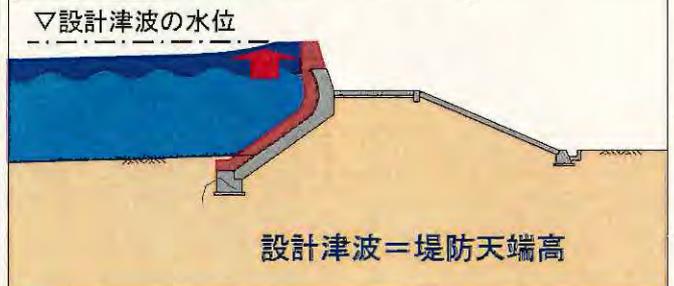
（避難支援対策等のソフト対策も考慮）
現在の整備メニュー

粘り強い構造とする対策
（津波対策③）
を取り入れ

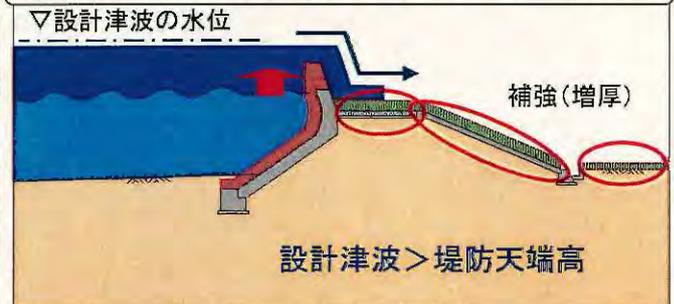
海岸における整備パターンの選定

粘り強い構造とする対策 （津波対策③） の整備パターン

①既存施設の嵩上げ対策



②既存施設の暫定的な嵩上げと補強対策



③既存施設の補強対策



道路インフラメンテナンスの確実な実施について

1 道路インフラの現状

道路には、橋梁、トンネルをはじめとして、横断歩道橋、道路標識、道路照明灯など数多くの施設があり、その数は膨大な量となります。

これら道路インフラの多くは昭和30年代から始まった高度経済成長期に建設されたもので、施設の高齢化が進むなか老朽化により、道路利用者や第三者に被害が及ぶような重大な事故が発生するリスクが高まっています。このような状況のもと、道路インフラを適正に維持管理していくためには、道路管理者それぞれがメンテナンスサイクル（点検、診断、措置、記録）を継続的かつ確実に回していく必要があります。

(1) 県管理道路の状況

本県では、これまで、道路利用者の安全かつ安心な通行を確保するため、道路パトロールや点検などを実施し、施設の適正な維持管理に努めてきました。

しかしながら、例えば橋梁においては、29%（1,155橋）が建設後50年経過し、その割合は10年後で52%、20年後で69%と急速に高齢化が進展していきます。

そのため、全ての橋梁を対象に5年に1回の点検を実施するとともに、従来の事後保全的な維持管理から予防保全的な維持管理への転換を図るため橋梁長寿命化修繕計画を策定し、計画的な維持修繕を実施しています。

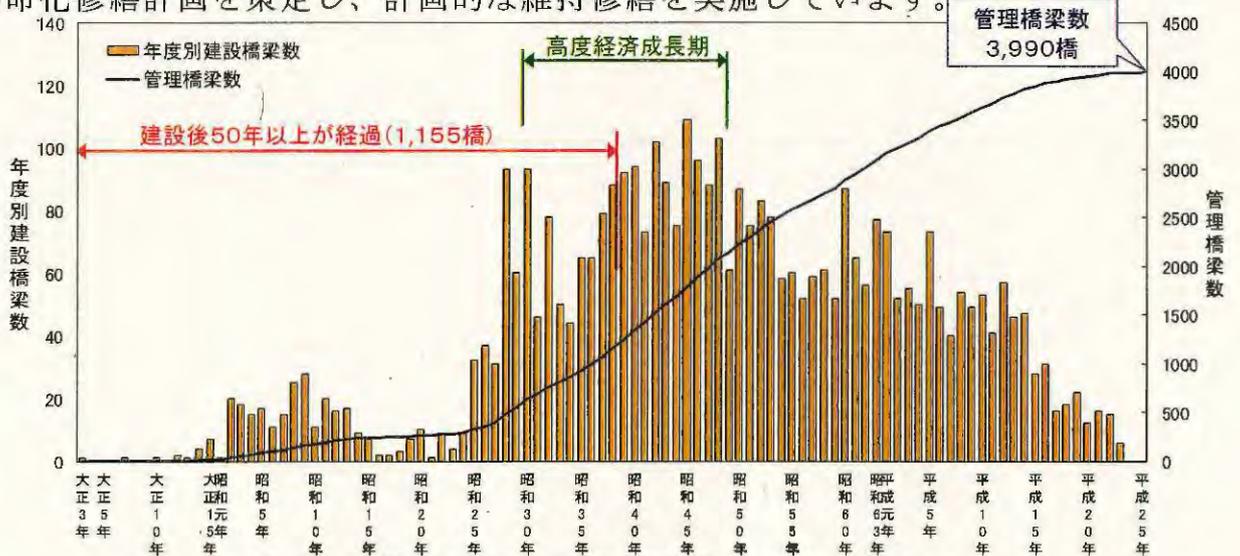


図-1 三重県の建設年度別橋梁数 (H25.4.1時点)

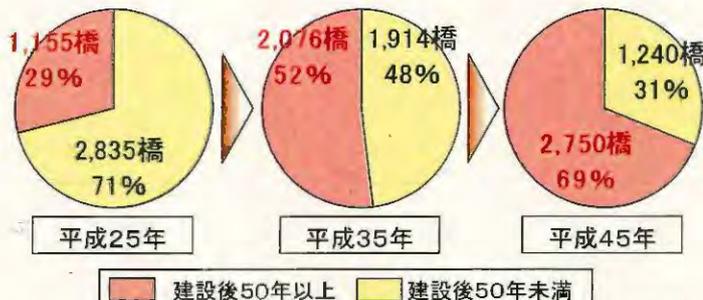


図-2 三重県の橋梁高齢化割合の推移 (H25.4.1時点)



橋梁の老朽化状況

(2) 市町管理道路の現状

道路インフラの大半は市町が管理しており、例えば、橋梁では県内の橋梁の75%にあたる約14,000橋が市町管理となっています。しかしながら、これらの橋梁の点検は、橋長15m以上は概ね完了しているものの、橋長15m未満では未だ30%と低い状況にあります。また、橋梁長寿命化修繕計画についても、策定が完了していない市町があるなど、予防保全的な維持管理への転換が遅れている状況にあります。

さらに、約4割の町で道路保全業務に携わる土木技術者がいないなどの状況にあります。

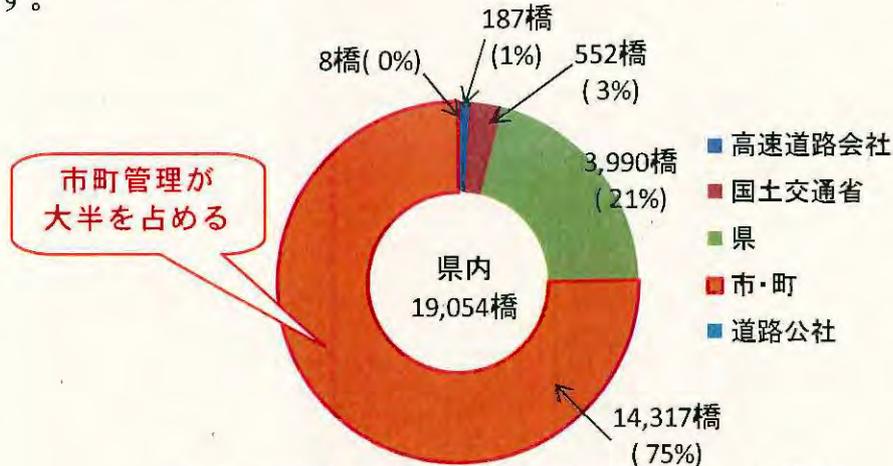


図-3 三重県内の管理者別橋梁数 (H25. 4. 1時点)

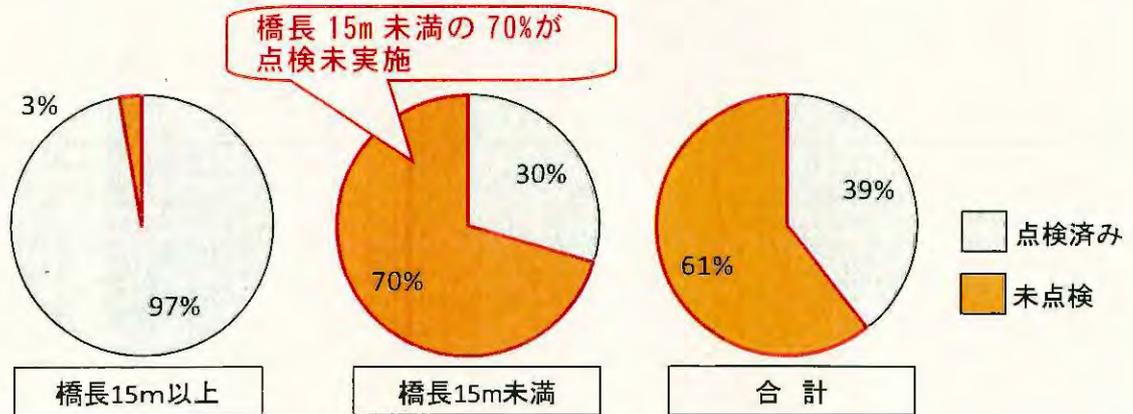


図-4 県内市町の橋梁点検実施状況 (H25. 4. 1時点)

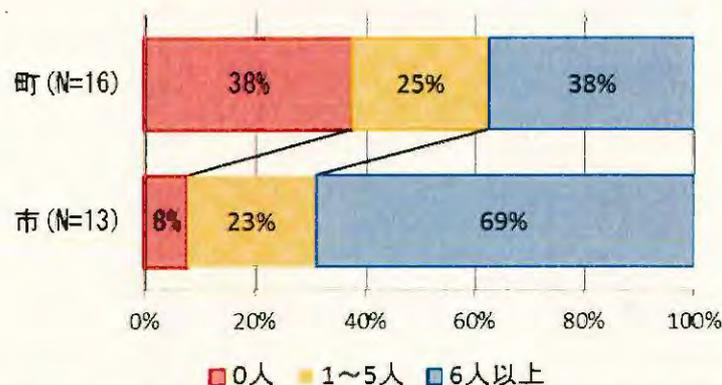


図-5 県内市町の道路保全業務に携わる土木技術者数 (県内29市町へのアンケート H26. 3)

(3) 道路法の一部改正等

近年、中央自動車道笹子トンネルの天井板落下事故など施設の老朽化を原因とする重大な事故が発生しています。

このような状況をふまえ、平成25年9月に施行された「道路法の一部を改正する法律」、平成26年3月に公布された「道路法施行規則の一部を改正する省令及びトンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示」により、国が定める統一的な基準により5年に1回、近接目視による点検が義務化されました。(平成26年7月1日より施行)

さらに、平成26年4月には、社会資本整備審議会・道路分科会(国土交通省)の「道路の老朽化対策の本格実施に関する提言」において、維持管理レベルは既に危険水域に達していると警鐘が鳴らされました。

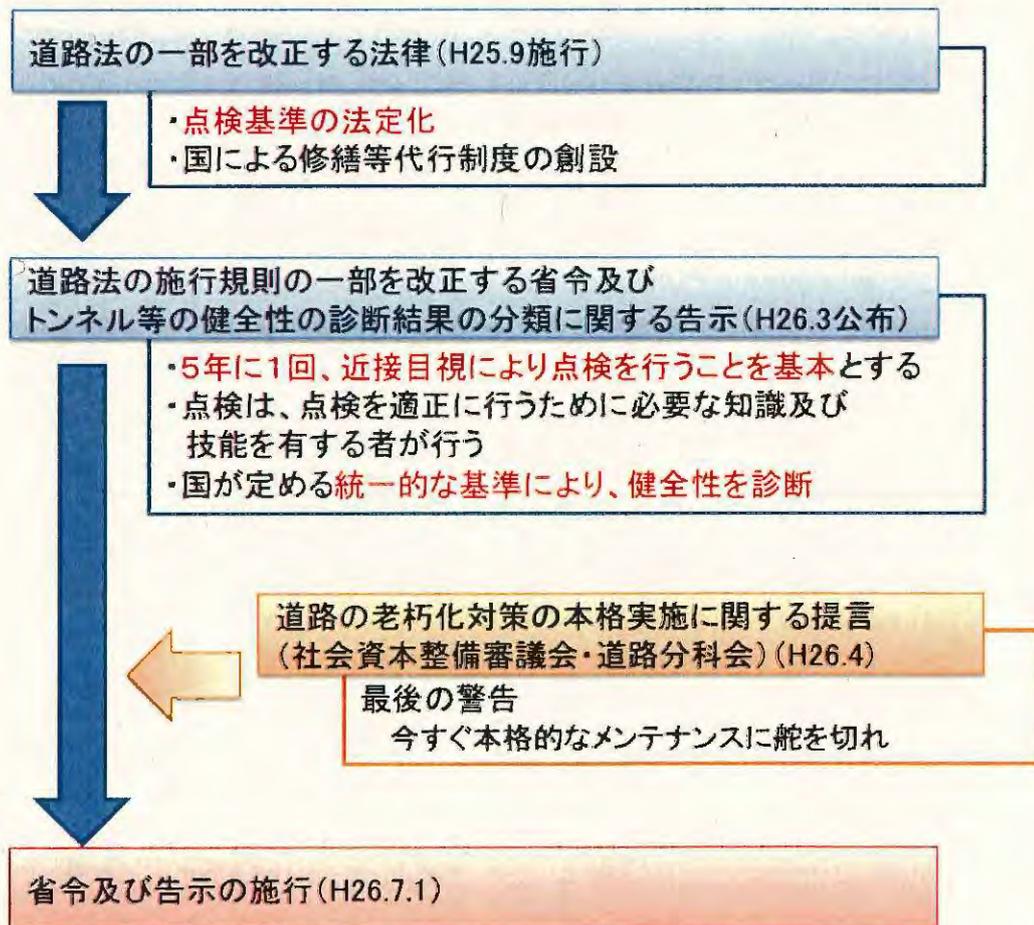


図-6 道路法の一部改正等の概要

2 課題・問題点

県内の道路利用者が安全かつ安心して通行するためには、全ての道路管理者が問題意識を共有し、メンテナンスサイクルを継続的かつ確実に回していく必要があります。

しかしながら、市町の中には、財政、技術、人材（体制）等の課題を抱える市町もあり、これらの市町に対して的確な支援を実施していく必要があります。



図-7 市町のメンテナンスサイクルを回すための課題

3 対応方針

これらの課題を解決するために、県内すべての道路管理者が参加した「三重県道路インフラメンテナンス協議会」（以下、「メンテナンス協議会」という）を平成26年3月に全国に先駆け設立しました。

このメンテナンス協議会において、市町への支援内容の検討を行うとともに、県内のメンテナンス体制を強化し、道路インフラメンテナンスの確実な実施を図っていきます。

【メンテナンス協議会の概要】

<参加者>

国土交通省、三重県、中日本高速道路株式会社、29市町、
三重県道路公社、(公財)三重県建設技術センター

<検討事項>

- ・メンテナンスサイクルを確実に回すための発注方法や体制
- ・研修の内容や開催方法
- ・点検や修繕工事等に関する技術的な支援・調整
- ・跨線橋、跨道橋の点検、修繕に関する支援・調整 等

熊野川流域景観計画の策定について

1 策定理由

熊野川流域においては、「世界遺産（文化遺産）を有する地域にふさわしい景観」を形成していく必要があります。

景観行政は、景観法の趣旨から、住民に最も近い基礎的自治体である市町村が中心的な役割を担うことが望ましいとされていますが、熊野川左岸流域は、複数の市町（熊野市・紀宝町）にまたがる広域的な地域であり、また、熊野川流域の文化的景観を共有する対岸では、和歌山県が、熊野川右岸流域の景観保全に向けた取組を進めており、両県の連携が望まれています。

このことから、熊野川左岸流域を対象とする景観計画（以下「熊野川流域景観計画」という。）を策定し、「三重県景観計画」に追加します。

2 熊野川流域景観計画（素案）の概要

第1章 計画策定の背景と目的

第2章 景観特性と課題

- 1 熊野川流域の景観特性（自然的特性、歴史・文化的特性、社会・経済的特性）
- 2 景観づくりの課題
 - (1) 熊野川流域における景観構成要素の一体的な保全
 - (2) 熊野川流域における景観資源がもつ重要性の共通認識
 - (3) 熊野川流域の眺望景観や景観資源の活用

第3章 良好な景観づくりに関する方針

1 基本方針

- (1) 世界遺産を有する地域にふさわしい景観づくり
- (2) 災害に対する復旧・復興への備え
- (3) 「景観づくり」による地域活性化の後押し

2 役割

- (1) 流域住民等の役割
- (2) 行政の役割

第4章 良好な景観づくりのための誘導方策

- 1 景観計画の区域（景観法第8条第2項第1号）
- 2 行為の制限に関する事項（景観法第8条第2項第2号）

3 策定スケジュール

平成23年度	策定着手、建築物の形態・色彩等に関する現地調査
平成24年度	23年度現地調査の補足調査
平成25年度	地元意見の聴取（検討会議の開催4回） 和歌山県・新宮市等との協議会の開催（2回） 住民説明会の開催（紀宝町、熊野市 各1回） 景観審議会への諮問 <景観計画（素案）のとりまとめ>
(今後の予定)	
平成26年度	6月定例会会議（常任委員会）への報告（6/17） パブリックコメント（6～7月） 関係市町の意見聴取（8月頃） 景観審議会への諮問（10月頃） 11月定例会会議（常任委員会）への報告（12/11） 告示（1月頃）
平成27年度	運用開始（4/1）

熊野川流域景観計画の策定について

策定理由

第1章

熊野川流域においては、

「世界遺産(文化遺産)を有する地域にふさわしい景観」

を形成していく必要がある。

【県が策定する理由】

景観行政は、景観法の趣旨から、住民に最も近い基礎的自治体である市町村が中心的な役割を担うことが望ましいとされているが、熊野川左岸流域は、複数の市町(熊野市・紀宝町)にまたがる広域的な地域であり、また、熊野川流域の文化的景観を共有する対岸では、和歌山県が、熊野川右岸流域の景観保全に向けた取組を進めており、両県の連携が望まれている。

このことから、熊野川左岸流域を対象とする景観計画(「熊野川流域景観計画」)を策定し、「三重県景観計画」に追加する。

素案の概要

第2章

1 熊野川流域の景観特性

<自然的特性>

急峻な紀伊山地の山々、温暖な気候と豊富な降水量、熊野川の雄大な流れ、吉野熊野国立公園 など

<歴史・文化的特性>

川の参詣道、川文(川端)街道、三反帆などによる舟運、石積みの集落、伝統行事(御船祭など)、文化財(楊枝薬師堂など)、熊野詣 など

<社会・経済的特性>

過疎化(人口減少)、高齢化、林業を中心とした産業、景観資源(飛雪の滝など)、観光舟運(三反帆など)、眺望(浅里展望台など) など

2 景観づくりの課題

① 景観構成要素の一体的な保全

・世界遺産の文化的価値を守るには、熊野川に加え、その背後地を含めた一体的な保全が必要

② 景観資源がもつ重要性の認識

・地域の魅力や長い歴史の記憶を継承していくことが必要

③ 眺望景観や景観資源の活用

・誰もが楽しく過ごし、また、繰り返し訪れたいよう、景観資源などを地域の活性化に活用することが必要

第3章

3 景観づくりの方針

① 世界遺産を有する地域にふさわしい景観づくり

・景観法に基づく届出制度の活用による良好な景観への誘導
・文化的景観を共有する和歌山県との連携

② 災害復旧・復興時における景観資源への配慮

・景観資源がもつ重要性の発信、共有
・熊野川流域における景観資源の景観計画への明記

③ 「景観づくり」による地域活性化の後押し

・地域の活性化に向けた取組を、景観づくりの視点から補完・支援

第4章

4 景観づくりのための誘導方策

「三重県景観計画」の誘導方策を基本に、熊野川流域にふさわしい景観形成基準を追加するとともに、届出が必要な行為の規模要件を拡大する。(届出が必要な行為は、三重県景観計画と同じ。)

<良好な景観を保全する区域(景観計画区域)の設定>

世界遺産・熊野川に加え、流域の集落や背後の山々、さらに、熊野川からの眺望といった景観を、一体として保全するため、熊野川(和歌山県との県境)から主尾根線までの範囲を基本に設定。

<良好な景観保全のための基準(景観形成基準)の追加>

熊野川流域の景観特性及び景観づくりの方針を踏まえ、建築物等の外観や色彩に関する基準などを追加。
(例:熊野川流域の集落景観に調和する色彩基準などを追加)

<県への届出が必要な行為(届出対象行為)の指定>

文化的景観の保全の観点から、届出が必要な行為を指定。
(例:建築物(自宅)の新築、工作物(車庫)の新設などの行為を指定)
なお、行為の規模に関わらず届出を要するが、通常の管理行為や軽微な行為などは、届出不要。

策定スケジュール

<平成23年度、平成24年度>

策定着手

現地調査
及び現地確認

<平成25年度>

地元意見の聴取
(検討会議4回)

和歌山県・新宮市
等との協議(2回)

(各)住民説明会
(1回)

景観審議会

計画(素案)の
とりまとめ

<平成26年度>

(6月17日)
常任委員会

(6月7月)
パブリック
コメント

関係市町の
意見聴取

(10月頃)
景観審議会

計画(案)の
とりまとめ

常任委員会

(1月頃)
告示

<平成27年度>

(4月1日)
運用開始